

平成 1 7 年度第 4 回

新 宿 区 環 境 審 議 会

平成 1 8 年 5 月 2 9 日 (月)

新宿区環境土木部環境保全課

平成17年度第4回新宿区環境審議会

平成18年5月29日(月)

本庁舎6階第4委員会室

1 議題(報告)

- (1) 「環境白書を読む会」の報告について
- (2) 「環境基本計画推進本部」の設置について
- (3) その他

2 配付資料

- 1 「環境白書を読む会」の報告について
- 2 庁内における環境施策の推進体制について
- 3 イベントちらし

審議会委員

出席(15名)

会 長	丸 田 頼 一	委 員	立 花 直 美
委 員	安 田 八十五	委 員	勝 田 正 文
委 員	中 野 光 倫	委 員	小 林 浩 司
委 員	奥 津 浩 美	委 員	野 口 壽 子
委 員	田 中 利 裕	委 員	村 山 正 治
委 員	小 高 美 成	委 員	向 山 純 一
委 員	小 川 行 雄	委 員	斉 藤 源 久
委 員	石 川 進		

欠席(1名)

委 員	崎 田 裕 子
-----	---------

午後 2 時開会

開会

会長 定刻になりましたので、では、第 4 回新宿区環境審議会、ただ今より開催いたします。

皆さん方、お忙しいところお集まりをいただきありがとうございました。

きょうは多少蒸しているようですし、上着の着脱ご自由にさせていただけたらと思います。

では、事務局から出欠等でお知らせがありましたらお願いいたします。

環境保全課長 それでは、事務局から本日の出席、欠席につきましてご報告をさせていただきます。

本日、崎田委員からは事前にご欠席のご連絡をいただいております。また、今、安田委員、村山委員、斉藤委員からは、特に欠席のご連絡はいただいておりますが、当会議規則に従いまして定数を満たしておるということでございます。よろしくお願いいたします。

事務局説明

会長 では、本日の議題について、同じく事務局からよろしくお願いいたします。

環境保全課長 お手元の次第にございますように、本日は 3 点でございます。

まず 1 点目は、「環境白書を読む会」の報告についてでございます。2 点目は、「環境基本計画推進本部」の設置についてでございます。そして、その他ということでございます。

以上です。

会長 わかりました。

「環境白書を読む会」の報告について

会長 では、事務局からそれぞれについてご説明いただいて、ご質疑をお願いしたいと思います。

まず、「環境白書を読む会」の報告についてということでございます。

お願いいたします。

環境保全課長 それでは、お手元の資料でございます「環境白書を読む会」についてご報告をさせていただきます。

前回、第 3 回の同審議会におきましてもご報告をさせていただきました。平成 17 年度版の新宿区環境白書につきまして、このたび読む会ということで、区民の方も出席していた

だいて、皆様方にご報告をし、ご意見をちょうだいしたというものでございます。

開催の目的でございます。

平成16年1月に策定いたしました「新宿区環境基本計画」の進捗状況の点検・評価を行うために、平成16年度から環境白書を作成しております。今回2回目となりますが、平成17年度版、今回につきましては、点検・評価の内容や、そこから見えてきた今後の課題等につきまして区民に報告をさせていただき、ご意見を今後の環境行政に反映をするということで、環境白書を読む会を開催したものでございます。

2番目、読む会の概要でございます。

日時につきましては、3月28日、火曜日、2時半から4時半まで、おおむね2時間でございます。

場所につきましては、環境学習情報センターの2階の展示室で開催いたしました。

参加の呼びかけでございますが、新宿区広報等で周知をさせていただきました。30名のご出席をいただいております。

内容につきましては、区職員による白書及び新宿区地域省エネルギービジョン（新宿区省エネルギー環境指針）でございますが、こちらの説明をさせていただきました。

そして、当日、環境審議会の丸田委員長さんにもご出席いただきましてご意見をちょうだいいたしました。その後、参加者の皆様方と意見交換を行ったというものでございます。

（5）番目に、主な意見ということで、お手元の資料 から まででございます。ちょっと読ませさせていただきます。

でございます。

地球温暖化は将来的な問題だが、ヒートアイランドは差し迫った問題である。地球温暖化対策についての説明はあったが、ヒートアイランドに対する具体的な取り組みが余り載っていないということでございまして、白書の中にも地球温暖化の問題を載せてございましたが、ここにありますように、ヒートアイランドに対する問題というのが少し載っていないのではないかというようなご意見がちょうだいしたところでございます。

これに対しまして、地球温暖化とは温室効果ガス量が増加をし、地球全体が温室のような状態になることで、ヒートアイランドとは、都市部で見られる、アスファルトが多いことや緑が少ないことなどにより、昼間の熱がたまって逃げずに、夜になっても温度が下がらないというような蓄熱作用であります。

温暖化につきましてはCO₂を出さないということ、ヒートアイランドに対しましては、

熱がたまってしまふところ一つ一つに対策をとるといふように解決の方法が変わつてきて
いるものでございます。

区といたしましては、どちらか一方に力を入れるということではなくて、両方の問題につ
きまして別々に対策を進めていくといふようなご答弁をさせていただいたものでございま
す。

でございます。

建築物の高度制限について教えてほしいといふようなお話がございました。

平成18年3月31日から、日照の確保や居住環境の保護のため、建築物の高度を一定の範
囲内にとどめる絶対高さ制限を導入いたしました。新宿駅周辺地区を除くなどして、区内
8割がその対象となっております。低層住居専用地域では20メートルを超えて建築する
ことができなくなるということですが、これによりまして、建築紛争の抑止効果にもつな
がるといふようなお答えをさせていただいております。

なお、申し遅れましたが、当日、関係する課長を同席をしてございまして、それぞれの担
当からご答弁をさせていただいているものでございます。

でございます。

路上喫煙について会社が禁煙となっているところでは、建物の外へ出てきて喫煙をしてい
る。見ていてとても不快に感じるし、有害物質を出されることは我慢できない。千代田区
のように罰金を取ってほしい、今のやり方では甘いといふようなご指摘がございました。

これに対しまして、区といたしましては、取り締まるのが目的ではなく、マナーを守っ
ていただいて喫煙していただくといふ考え方から罰則を設けませんでした。そのために、
キャンペーンですとかパトロールに加えて、事業所や学校に対しまして、路上喫煙防
止のための研修等を行って意識啓発に努めていることを求めるということもございま
す。

最後に でございます。

地方の行政が温暖化防止のために熱を発しない資材を使用して道路舗装を行ったといふの
をテレビで見たことがあります。新宿区では緑化の推進のほかに、道路工事の際に資材
の使用等で取り入れられる対策はあるのかといふようなご質問でございます。

区では、従来、水害時の河川や下水の負担を軽減させる雨水を地下に浸透させる透水性舗
装の積極的に導入をしてまいりました。これに加えて、平成15年度からは、太陽熱を
反射するといふ遮熱性透水性舗装を導入いたしました。ただ、表面の汚れによります光の

反射率の低下や耐久性の面におきまして、現在調査を進めているところでございます。
ヒートアイランドの緩和につきましても、区民からの声を集めまして、その効果を確認を
していくというようなご答弁をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいた
します。

どうぞ、安田委員。

安田委員 2番目の建築物の高度制限の件ですが、これはこれまで絶対高さ制限というのは
なかったんですか。

環境保全課長 はい、ございませんでした。

安田委員 建ぺい率と容積率の二つの規制ですから、それを守れば別に高さは何メー
トルでもいいということですね。

環境保全課長 そうです。

安田委員 これ建築基準法にも入ってないのですか。

石川委員 建築基準法の中では、例えば、一種低層許可は……

安田委員 これは10メートル以内ありますよね。

石川委員 そういうものはありましたが、通常のそうでない住居地域とか商業地域とかでは、
ございませんでした。

安田委員 新宿区の場合、絶対高さ制限の条例を作ったわけですね。

石川委員 はい。

会長 いろいろ、今後、都市景観の観点から、高さというのをある程度街区ごとにそろえた
方がいいんじゃないかと。よく皆さん方が見られるようなヨーロッパの町並み的に街区に
よって頭をそろえる。そうじゃないと、日本の場合だとみんな斜線制限で、何だかみんな
へんな景観ばかり作り出しています。全国的には珍しいと思いますが、新宿区の駅の
周辺を除いて、ほかの部分について、ほとんど全部かけたということなんですね。いろい
ろここに至るまでには2年ぐらいの時間をかけていると思いますが、かなり、地元説明と
か、いろいろな意見をいただいて、条例をつくってきたわけです。

安田委員 もう一ついいですか。

会長 はい。

安田委員 路上喫煙の禁止の件ですが、参加者からそういう意見があって、千代田区のように罰金をとってほしいということですが、区の方の回答は、取り締まるのが目的ではなくマナーを守って喫煙していただきたいということですが、これではちがいが明かないということで千代田区なんかは罰金制度を入れたと思うので、やはり罰金だけが能ではないんですが、何か実効性のある路上喫煙禁止政策を、やっぱり条例等、条例が難しかったら行政指導でもいいんですが、やる必要があるんじゃないかなという気がするんですけども。

それで、建物の外で吸ってとか、それから建物の中は禁煙になっているから駅から歩いていく途中で吸っている。駅も中も今だめですね。だからその途中で吸って、それでポイ捨てするというのが多いんです。僕らごみ拾い毎学期やっていますが、スカベン大作戦というので、ポイ捨てたばこがめっちゃくちゃ多いんですね。

環境保全課長 私どもも、昨年8月1日からこのような形で、今までのポイ捨て条例から一步踏み込みまして、路上での喫煙を禁止するという条例に変更させていただきました。これにつきましては、本当に半年を超える期間をとりまして区民の方々からいろいろご意見をちょうだいして、その中では、今こちらにもございますように、千代田区のように罰金を取った方がいいんだというようなご意見も多々ございました。しかしながら、ここにも回答させていただいておりますように、マナーによって守っていただくということで、それを徹底してやろうじゃないかというようなことで結論に達しました。

8月1日から今までもずっとやってございますが、そういうご意見が多い中で、私どもも個別に吸っている方々に注意をしていただいて、新宿区の条例の趣旨をわかっていただきたいということで、4月から新宿駅ですとか、高田馬場ですとか、区内主要駅に対しまして朝から夕方まで、個別に指導をするというような形で今もパトロールを行っているところでございます。

また、区民との共同というようなことで、地域の皆様方も自分たちで注意をしてもいいよというようなご意見がある中で、路上喫煙につきまして協力員制度というのを立ち上げまして、区民の方々が自主的に地域の中で活動をしていただいて、この趣旨を普及していただくというような役割を担っていただいているところでございます。

今後につきましても、まだまだ区長へのはがきなど多く寄せられておりますので、努力をさせていただきたいと思っております。

私どもも、この路上喫煙の喫煙率につきまして、条例が施行される前と施行された8月、そしてことしの3月に喫煙率の調査をさせていただきました。区内平均で57カ所の調査結

果は、4.09から3月の末ですと1.79という形で、半減以下になっております。まだまだ、例えば夜間ですとか、あるいは土曜日、日曜日、多くの皆さん方が歌舞伎町だとか新宿にお見えになって条例の趣旨をおわかりにならない方がいらっしゃると思いますので、そういう皆さん方にもわかるように、これからも努力をさせていただきたいと思っております。会長 はいどうぞ。

小高委員 今回の事例の質問の話なんですが、我々の会社でも基本的には喫煙室を設けています。外にはたばこの煙を吐き出すような施設にしていますが、1階で敷地の中に灰皿を置いて利用させていますが、建物の外はすべてだめということではないですよ。路上喫煙は基本的にはやめようということで協力はさせていただきます。

環境保全課長 その辺が非常に難しいところですが、受動喫煙にならないという健康増進法の趣旨もございますので、例えば具体的な名前を言っていないのかわかりませんが、たばこ屋さんの前の敷地の中に灰皿が置いてあるところでは、立ちどまって吸っていらっしゃる。吸っていらっしゃる方は路上で吸っていらっしゃるということになります。そうすると吸っている煙がそばを通る歩行者の方に受動喫煙になってしまうということで、そういうお店につきましては、私どもから、こういう趣旨なので灰皿を撤去していただいただけませんか、私有地の中でもそういうご指導はさせていただいております。ただかなり広い空間で、本当に受動喫煙にならない場所につきましては、ある程度ビルの管理される皆さん方が、そういう適当な場所に設置をしていただいて、吸う方はその場所で吸っていただくと。吸わない方は受動喫煙にならないような通路で出入りしていただくというようなところできれば一番いいのかなと思います。高層ビルを中心に、今、そういうお話などもさせていただいているところでございます。

小高委員 なるべくやめるように、そういうことなのでしょうが、外で吸うなということまで言えるかどうか、なかなかその辺りの解釈が厳しいです。

会長 例えば、会社の敷地内で、建物外につくるのは、よろしいんでしょう。

環境保全課長 今度、私どもの所管ということではなく、健康増進法の所管のセクションになってしまうんですが、やはり分煙がきちんとできているという、場所につくっていただければ好ましいのかなと思っております。

会長 これは、ご質問されたように、自分の会社の非常階段みたいなところで、みんな出て吸っているから、あれみっともないじゃないかと、そういう話ですよ。

斉藤委員 たばこ組合の役員をやっていますが、今の言われたようにたばこ屋さんの前でた

ばこ屋さんの敷地の中に灰皿があって、体が道路に入っていると路上喫煙になると。で、体がたばこ屋さんの方に入っているとしないと、こういうぐらいのことを今やっているんですが、ただしそんなことをやっているのは一つの経過措置だと思います。

例えば、職員の採用の面接の時、室の中がたばこ臭かったというだけでもう試験を受けるのをやめる人はいっぱいいるわけです。今、どちらかと言うと移行期間にあって、最終的には喫煙室の中で吸うか、あるいは吸わないようにするかという形にしないと、人も集まってこないと思います。そういう意味では、始められてまだ移行期間の中にあると思っていていいんじゃないですか。

会長 はい。

田中委員 路上喫煙防止のための研修等を行い、意識啓発に努めることを求めるとありますが、これは役所の方で何か研修方法をお考えになっていますか。

環境保全課長 私どもの方の啓発用のビデオだとかCDをつくりまして、会社に訪問させていただいて、担当の方々にそういう研修をやっていただく。あるいは、場合によっては、私どもが行って社員の方々に研修を行うということも考えております。

また、関係する多くの企業、新宿には2万数千社の会社がございますので、すべて回るということが難しいわけですが、いろいろつながりの中で、企業に対して条例の趣旨を徹底させていただくということを今後も続けていきたいなと思っています。

田中委員 シルバーセンターで放置自転車の整理を朝7時半から9時半まで、2時から4時までやりながら、同時にごみ拾いをやっています。案外件数は減ったというお話ですが、新宿大江戸線の五丁目と四丁目の駅前の通りは余り減ったように思わないですね。地下鉄の出口に灰皿があって、それが廃止になったところは、掃除はそこにある程度集中してやっていました。ところが、最近、結局、そこに行くまでに、行っても灰皿がないものだからと範囲的には本数は余り減ったという実感は現場としては余り感じられないですね。「新宿区は路上禁煙になっているんですよ」、「ああそうか」という人と、黙ってにらみつけて行く人と、火がついたまま捨てて行く人と、いろいろありまして、余り件数は減ってないように思うので、何かいい方法はないですかね。

会長 一応、環境白書に路上でのたばこの本数の割合は減っているという統計が出ているんですよ。そういう一般的な傾向を見て、さっきからお答えされていると思いますけれどもね。

田中委員 現場ではそれほど感じない。場所にもよるでしょうけれども。

会長 場所によるんですね。

ほかにございますか。

はいどうぞ、小林委員。

小林委員 3月のこの週というのは非常に環境週みたいな週でしたね。27日が確か環境審議会があって、月曜日、翌日が環境白書を読む会で、水曜日が環境省の、場所はF M東京の方でして、100年の国づくりのなんか環境省主催のものがあったということで、非常にこの週は環境が続いた週でした。まず日にちの設定の問題と、それから「広報しんじゅく」で、人数を30名ということですが、啓蒙することは良いことなので、何か機会があったらまた第二弾みたいな形で是非おやりになってもらいたいと思います。

会長 では、どうぞ。

環境保全課長 平成16年3月に、新宿区の環境基本計画というのを、この審議会のご答申のもとにつくらさせていただきました。そういう中で、施策の中で環境白書の作成ということで、平成16年に1回、そして、毎年これをつくっていきこう、そして平成17年につきましては、白書を読む会を実施しようということでスケジュール的にはそのような形になっております。

平成18年度でございますが、やはりこのような形で、白書はつくらせていただいて、読む会なども開催させていただきますが、そのほかにシンポジウムなども計画をしております。今回、私どもの方も非常に準備不足という感がございまして、3月の末の発行になってしまいましたが、平成18年版はもう少し早く作成をさせていただき、審議会などにもご報告をした後、白書を読む会ということで、今回30名限定ということでは決してございませんで、広報で公募をした中では30名の参加にとどまったわけでございますので、多くの方々に参加いただけるような工夫を今後ともさせていただきたいと思っております。

会長 なかなかご熱心な方が多くて、時間の関係で打ち切らせていただいたぐらいです。ご意見、かなり問題意識持った方たちが集まられまして、ここに概略しか書いてございせんけれども、いろいろ自分の意見を言いつつ質問するという形でとらえていました。

田中委員 シールを、区画整備やりながら、道路の木の支柱にできるだけ目立つように張っているんですが、口で禁止ですよと言うよりは、黙っていて、歩いている人に顔を合わせて張ってあるシールの方を見ると、歩いている人も目立つものだから、つい見てしまい、うなずく人もいるというようなこともありますので、もう少しこれを各地区ごとに積極的に張っていったらどうかなと思います。もう200枚くらい張りました。

会長 ありがとうございます。

では、ほかにございますか。

また、先ほどのご質問にも関係しますが、これから、続けられる予定なんですか。

環境保全課長 はい。

会長 では、よろしく願いいたします。

「環境基本計画推進本部」の設置について

会長 では、次の議題「環境基本計画推進本部」の設置についてということでございます。

事務局からよろしく願いいたします。

環境保全課長 それでは、お手元の資料、庁内におけます環境施策の推進体制ということで、括弧書きいたしまして、「新宿区環境基本計画推進本部」の設置についてということで説明をさせていただきます。

従来、庁内の、いわゆるISO14001の推進体制といたしまして、環境マネジメントシステムの推進組織でございます新宿区環境管理委員会というのが設置をされておりました。これにつきましては、行政活動に伴う地球環境への負荷の低減と快適な環境の保全等の創出のために、環境マネジメントにかかわる諸施策の立案、調整及び推進を所掌事務としていたところでございます。

一方、昨今の地球環境問題をめぐる状況にありまして、庁内の取り組みにとどまらず、区民、事業者等への積極的な働きかけを行うことも重要であり、より広い視野で総合的に環境施策を推進する体制が求められてまいりました。

このようなことから、区の環境施策を総合的に推進する組織といたしまして、新宿区環境基本計画推進本部を設置いたしまして、環境基本計画を軸といたしましたさまざまな環境施策の着実な推進を図ることとしたところでございます。

なお、前回、第3回目のこの審議会におきましてご報告をさせていただきましたが、新宿区省エネルギー環境指針に提言をされておりました推進組織につきましては、推進本部をもって位置づけをするということで、前回お配りさせていただいた新宿区の省エネルギー環境指針では、地球温暖化対策本部会議というような名称を使わせていただきましたが、この地球温暖化の問題、また庁内の環境マネジメントシステムの推進母体でございました環境管理委員会、大きなものをまとめて環境施策につきましてこちらの本部組織でもって推進を図っていく、進行管理をしていくというようなことにいたしました。

この組織でございますが、区長を本部長といたしまして、三役、また各部長、そして小・中学校の代表の校長先生なども入っていただいた組織で構成してございます。

所掌事務といたしましては、新宿区環境基本計画の推進に関する事、環境マネジメントに係る諸施策の立案、調整及び推進に関する事、地球温暖化対策の推進に関する事、その他本部長が必要と認める事項に関する事ということで、大きな組織をつくって環境施策を区として確実に推進をしていきたいと、取り組んでいきたいというものでこの組織をつくったものでございます。

以上でございます。

会長 では、ただいまのご説明に、ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、小高委員どうぞ。

小高委員 委員として、一般の方も入られるんですか。

環境保全課長 これは区内だけでございまして、当然、こちらの環境審議会との連絡は密にさせていただきますが、環境施策の推進ということで内部組織でございます。

小高委員 この審議会とかなり連携をとっている、そういう理解でいいですか。

環境保全課長 そうです。

中野委員 今のに関連しますが、昨今、東京都で、これ同等の組織を明確にされて、推進するというようなことが新聞紙上でも大分書いてありますが、東京都とこちらの運動のリンクageというものは何があるんでございましょうか。当然、あるから区内でおやりになると、こういうことだろうと思いますので。

環境保全課長 私どもの関係している東京都の組織といたしましては、環境局がございまして、今現在も環境局とはさまざまな問題で連携をとってございます。しかしながら自治体としては違う組織でございますので、東京都のご意見を伺って推進をするということではなくて、東京都のいろいろな事例を参考にすることがあるかもしれませんが、東京都に対してお伺いを立てるといことは考えてございませぬ。しかしながら連携はとっていきたいと思っています。

会長 どうぞ。

立花副会長 新宿区の管轄内にある施設はすべて省エネルギーの対象として入ることになるわけですか。この推進本部の役割としてですね。小・中学校の代表者が入ることですから学校は入るんだと思いますが、そのほかいろいろあると思いますが、どのぐらいまでの施設がこれに参加されるんですか。

環境保全課長 この施策につきましては、ISO14001の国際規格が改定になりまして、今までは、内部のいわゆる紙や電気などの省エネをしていこうというようなスタンスでございましたが、間接影響を非常に重視するISO14001の規格になってまいりましたので、私も、新宿区がそれぞれの所管課でもって事業をする際には、やはり間接影響につきましても配慮するというようなことで今統一をとってございます。

例えば、事業課が物を買うときや工事をするときなど、やはりISO14001の趣旨に沿って事業をするということを考えてございます。

また、今回のこの環境基本計画推進本部の中では、区民の方々がいろいろな地球温暖化に関する省エネ施策を打ち出していく。そういうことにつきましても、少し論議をし、区の事業として立ち上げていきたいなと思っておりますし、また、区内の中小事業者の方にも、この前もご説明いたしました、民生部門が非常に新宿区の場合には大きなウエートを占めてございますので、そういう民生部門につきまして、どういうことを施策として取り組んでいくのか、この組織でもって論議をしていきたいと思っております。

立花副会長 具体的に言いますと、図書館ですとか、それから地区センターとか、その他それに類するたくさんの施設をお持ちですよね。そういうものをすべてが対象になるということですね。

環境保全課長 はい。この組織は、当然各部長が入ってございますので、今、副会長がご指摘になられました施設につきましては区の施設でございますので、一方ではISO14001という立場から、それぞれの施設をどうやって効率よくISO14001の規格に沿った運営をしていくかということも当然考えることでもありますし、また、その施設が区民に対していろいろな施策を講じる際には、その中でもそういう趣旨を十分施策に生かしていくということをやっていきたいなと思っております。

立花副会長 いろいろ、教育関連の活動の内容まで含んでいるということですね。なかなか大変ですね。

会長 ほかにございますか。

具体的な行動指針のようなものはつくられている最中ですか、運営と言いますかね。

環境保全課長 はい。前回お示しした新宿区の省エネルギー環境指針がまさしく指針なわけでございますが、その中に30施策ぐらいいつの例として出されておりました。それなどが具体的に各事業化の中でどのような形で具体化できるのかこれから検討しようと思っております。また、平成19年度以降のいろいろな計画的な事業もございますので、そういう中

でも、環境という切り口でいろいろな事業を展開していただきたいということで、この組織でも検討していくということでございます。

会長 どういうふうに計画推進本部がマネジメントされて、有効的なものになっていくか。また、我々が関与してつくられたような基本計画書がどういうふうに合わさって有効的になっていくのかというのはすごく興味深いところではあるんですが。具体的に、今後練られて、逐次ご報告でもしていただければ余計わかりやすくなるかもしれませんね。よろしくをお願いします。

ほかにございますか。

きょうは、報告の議題というような形で進められていますので、このぐらいにしておきましょうか。

その他

会長 何かございましたらお願いいたします。その他ということで。

環境保全課長 委員長さんからもお話がございましたように、2件のご報告ということでございます。しかし、当審議会の各委員につきましては、この2年間、いろいろな環境施策に関しますご審議をちょうだいし、ご意見をちょうだいしてきたわけでございます。年三、四回の審議会でもございましたが、そういう中で、今期につきましては、本日が最後というような形になるかと思えます。できれば、各委員の皆様方から一言感想なども述べていただくというのはいかがかと思えますが、委員長いかがでございましょうか。

会長 そうですか。

では、まだ時間もございますし、今、事務局課長さんが言われたようにご感想でも結構ですし、今後に対する提案、提言でもよろしいと思えますし、どなたからでも結構です。強制はいたしません。ご意見等いただけたらよろしいかと思えます。

どんな点でも結構ですのでよろしくお願いいたします。

安田委員 私は、リサイクル清掃審議会の委員もやらせていただいておりますが、そこで専門部会をつくって先日審議会に答申したのでご報告します。二つ重要な点があって、一つは、プラスチック類のサーマルリサイクルの問題です。

東京都の方から最終処分場が逼迫しているということで、今まで不燃ごみで埋め立てていたものをサーマルリサイクル、現実には焼却して熱エネルギーとして回収するというのを特別区長会が決定したということです。順番があるわけですが、まずマテリアルリサイク

ル、それからケミカルリサイクル、どうしてもできない全部をサーマルリサイクル、焼却処分してエネルギー回収するのではなくて、どうしてもマテリアルリサイクルとしての、それから科学的なリサイクルができないものに関しては、埋め立てるのではなくてサーマルリサイクルするという、それが出されたんです。

それから、もう一つは、ごみの有料化政策ということで、大都市ではなかなかごみの有料化が行われていません。大都市では北九州市が大分前からごみの有料化、45リットルで15円。先週、学会が北九州であり、北九州市と福岡市に行ってきましたが、ことしの7月からは50円にすると、一挙にですね。それから福岡市が去年の10月からやはり45リットルで45円かな。ということで、九州の方では二つの都市がやっていますが、政令指定都市や23区では余りやっていないです。東京の場合、東京都下の青梅市が皮切りにやって、日野市は40リットルで80円とかなり高い料金を設定していますが、ごみの半減化には成功しています。大都市ではなかなか今まで難しいと言われてきましたが、審議会の委員の中、審議会の専門部会の委員の中でも一部強力に反対する人がおりましたが、いろいろ条件をつけて、新宿区でもやるということで答申を出しました。3月の環境審議会は、欠席したため報告できなかったのが今日報告しました。今後は、環境推進本部の中にもごみリサイクル政策なども入れていただくとよろしいのではないかと思います。

その後はどうなったかご存じですか。議会には出されたんですか。

環境保全課長 まだ、具体的なものではございませんが、ご答申をいただいたということで議会には報告をしております。

安田委員 議会の方に報告ですか。ではまだ具体化はしてないわけですね。

プラスチック類のサーマルリサイクルに関しては特別区長会で決定したので、なかなか新宿区だけでノーというわけには難しいです。それから、一般的に全部サーマルリサイクルにするという誤解がありますが、決してそういうことではなくて、容器包装リサイクル法に従ってマテリアルリサイクルするもの。それから、マテリアルリサイクルできないものはケミカルリサイクルといい、還元剤なんかで使う、高炉なんかで。それすらもできないものに関してはサーマルリサイクル、埋め立てるのではなくて熱エネルギーとして回収するという意味でのサーマルリサイクルをやっています。

それから、有料化に関しては、大分有料化政策をやっているのが福岡市も去年10月から有料化を行った経緯があります。東京の場合も周辺の三多摩の都市が、ほとんど今有料化をやっていますので、かなり大きい効果も上げています。23区もある程度取り上げざるを

得ないんじゃないかなという状況だと思いますが。

以上です。

会長 ありがとうございます。

平成18年度、サーマルは新宿区ではモデルに入っていないですね。

安田委員 先日の杉並の話、新宿は入ってなかったように思います。杉並と幾つかですね。

会長 多少時間的に余裕があるのかな。

安田委員 新宿区の場合、焼却工場がありませんから。杉並はありますから。

会長 有料化の問題とサーマルの問題、両方出てくるといろいろ大変ですけどもね。

石川委員 サーマルリサイクルについては、安田先生からお話があったとおり、23区では、平成20年から始めます。廃プラスチックについてはリサイクルできないものについては埋め立てるのではなくて焼却の方に回すということですが、実施に当たっては、ただ燃やすのではなくて、プラスチックをいかにリサイクルできるかというところに新宿区でも力を入れております。今年度は、今まではコンビニなど270カ所の拠点しかなかったのですが、区の回収を始めることにより、約10倍の2,700カ所に増やして、できるだけペットボトルを回収できるルートを確立をいたしました。また、白色トレイについては、今までスーパーでしか回収しておりませんでした、これも区が直接回収することにしました。

これから、平成20年度に向けて、さらにプラスチックの材料リサイクルができるような仕組みを拡大していく予定でして、ただ単に燃やせばいいというようなことではなくて、できる限り材料リサイクルルートをつくる。その上で、どうしても埋め立てなければいけないものに回ったものについては、埋め立ててしまったら将来に渡って大きな問題を引き起こす可能性があるものですので、それは燃やして熱源として回収をしようと、施策転換をしてリサイクルの拡大に努めているところです。

会長 ありがとうございます。

中野委員 2点ありまして、総合的には、私も、環境審議会の委員という立場だけではなく、区民として、環境に対して何か一つお役に立てればとあれこれやっている昨今であります。そのうちの一つで、今、ごみ、ごみと言ってもあらゆるごみです。これを大がかりではなくて、家庭用、あるいは小規模企業で、ごみを高熱のスチームによって炭化させてしまうものを今開発してまして、これから試験に入って製品化しようという途上にあります。全部炭化します。そうすると、炭化させるプロセスで、少しの電気とスチームによって炭化ができ、エネルギーはそんなに使わないわけです。単なる個人が今一生懸命研究をして

いるところで、お役に立つような機会があれば、このような場で報告をしていきたいと思っております。

それから、2点目は、先ほど来お話がありますISO14001に多少かかわっておりまして、6月から7月、8月と海外のISO14001に関するミッションが日本へ参ります。新宿区にあります日本科学技術連盟がそのミッションを呼んで、日本のISO14001についてのプレゼンテーションをします。私もその一部に関わっておりまして、そこで講義をすることと、私の出身母体である会社のISO14001の認定を受けた経緯を話す機会があります。また、6月はロシアの環境ISO14001に関する団体が日本へやって来ます。約15名です。これは企業におけるISO14001とか、団体のISO14001、この中に、日本の新宿区という行政機関のISO14001認定と活動内容の紹介の話を私がします。そのようなことをプレゼンテーションの中に入れたいと思いますが、そんなご提案だけ申し上げておきたいと思っております。

会長 何かご質問ありますか。

中野委員 今の件は新宿区の方とお話をさせていただき、ご許可をいただければ、その中に話を入れるということにしたいと思っています。

会長 よろしく。

では、ほかの方、ございますか。

田中委員 ちょっとこの会にそぐわないかもしれませんが、放置自転車の整理をやっていまして、大江戸線の五丁目の駅を出てきた人から道をよく聞かれるんですよね。ところがあそこの駅を出てきたところには放置自転車の注意の看板はありますが、駅の案内地図は、30メートルくらい離れたところにあるものですから、道を聞かれた時は、30メートル先に連れて行って説明するわけなんです。駅の案内地図は地下鉄を出たところに欲しいですね。これはこの会議とはちょっとそぐわないのかもわからないですが、そういったことも考えていただきたいなと思っております。

会長 他の部局との関係もありますが、よろしく申し上げます。

では、ほかにごございますか。お願いします。

田中委員 今、安田先生からリサイクル関係のお話があったので、私からも一言話させていただきます。私も以前リサイクル推進委員をやっていまして、これが統合して、現在、エコライフ推進員をやっております。粗大ごみ分科会の活動の視点で話させていただきますと、粗大ごみの展示即売場が今高田馬場の新宿リサイクル活動センターしかないんです。あそこの矢沢所長とよく話をするんですが、もう何年も前からスペースが足りない

とおっしゃっています。

私は、六、七年前に小野田区長の時でしたが、本議会である議員さんに提案していただいたんです。自宅のすぐ前の廃校予定の小学校でしたが、小学校の校舎の方はいろいろな施設としての利用が可能ですが、併設している幼稚園は十分粗大ごみの展示即売場として、適当だと思うからという話をしたんですよ。港区の小学校では、以前は学校施設は無理だという話だったんですが、今は港区のモトヤ小学校で、教員室と隣の教室を使って粗大ごみの展示即売場をやっています。これは見学に行きました。北区は、当初場所的にいろいろ問題がありましたが、3年たったら十分理解されて喜ばれている場所だということになりました。下高井戸の展示即売場は月200万円の粗大ごみの売り上げがあるそうです。地元の方が利用しているのはもちろんですが、埼玉や千葉あたりからも見えるそうです。台東区は無料で展示即売を出していますよね。他の行政の例を上げましたが、新宿区にはなぜもう少し広い展示即売場ができないのでしょうかね。この会としてはそぐわないのかもわかりませんが、感じるわけです。

自宅は西新宿の六丁目で十二社通りのアイタウンという160世帯のマンションですが、引っ越し等があると粗大ごみ等がたくさん出るんですよ。先日も女性の新品の靴が100足くらい出たんです。商売人が引っ越すときに置いていったようです。中央公園のフリーマーケットに紹介しました。新宿区は特に出入りの激しい区でもあると思うんで、粗大ごみの展示即売場が他にできれば、下高井戸じゃないけれども、月に200万円くらいの売り上げが出せるだろうと思います。月に200万円で年に2,400万円ですよ。港区の処理場の所長さんに「いろいろいいものが出るでしょう」と尋ねたら「出ます」との答えです。「どうしているんですか」と尋ねたら、「置き場がないから燃しちゃっている」との答えでした。大変な問題ですよ。皆様の中で何かお知恵があれば、そういったことに対するご指示をいただいて、実現できればいいと思いますけれどもどうでしょうか。

会長 きょうはご意見ちょうだいすることにして、また検討して。

安田委員 高田馬場は粗大ごみの展示場は1階だけですか。

田中委員 そうです。狭いですよね。

安田委員 狭いですね。

会長 ありがとうございます。

またほかの点で何かご提案とか、区に対しての注文とか、審議会のあり方についての注文だとか、いろいろ結構ですので、どうぞお願いいたします。

奥津委員 明日、5月30日でゴミゼロデーなので、私も子供が放課後帰ってきたら地域の清掃のクリーンパトロールに参加しますが、新宿区では、どのくらいゴミゼロデーのときに皆さん掃除にかかわるのかお伺いしたいんですが。

環境保全課長 じゃあ、私の方から。

明日、今、奥津委員からのお話もございましたように、5月30日という、ゴロあわせでゴミゼロデーということで、多くの区民の方、ボランティアの方が、集まっていたいて清掃を行っています。

今回、6回目でございますが、大体このところ5,000人を超える皆様方がお集まりいただいております。200団体以上の方で、秋もゴミゼロデーをやっておりますので、合わせますと1万人以上の方がお集まりいただいております。今回は、広報でもお流しましたが、町会なども通じて、それぞれの地域で5月30日ウイークデーでありますので、その日だけではなくてある程度の期間の中で、町の清掃活動をやっていただく方ということでお呼びかけをさせていただいております。場合によっては団体単位、あるいは町会単位で、それぞれの地域を清掃される方々がいらっしゃると思います。全てまだ、把握をしてございませんが、例年ですと260位の団体の方で、6,000人に近いご参加をいただいているところでございます。

会長 では、小林委員どうぞ。

小林委員 今日で、環境審議会が、我々任期満了ということですので、今までの思い出等も振り返りまして、私自身も環境カウンセラーであると同時にサラリーマンなわけですが、それ以外に、松下政経塾みたいな将来政治家になりたいというメンバーが合流している団体に所属しており、東京都清掃施設の見学会に参加しましたが、こういう場で、日頃の活動の発表する機会がなかったことが非常に残念だということがあります。

もう一つ、環境教育指導者として、器づくりをしてきたのですが、この審議会の議題の中では例えば、たばこの問題で直接どうしようかということになると、なかなか真正面から取り組んでやってきたものを発表できるということが少なかったのかなと思います。この審議会の中でも共通の認識として、現場を知らずして、言葉だけやるということは非常に危険のことも多いのかなということで、機会があれば施設の見学等を取り入れていただきたいです。その思いが繋がっているのが新宿区の区民会議の一応メンバーということで言いますと、今やってこの6月には提言を区長に方に出すという最終段階に来ているというようなことで、やっぱり日常がそういう形で繋がっているというか、繋がっていく

ことが大事な事なのではないかなと思うので、審議会のそれに絞って、それがどうなるということじゃなく、地道の活動が大事だということでございます。

会長 ありがとうございます。

じゃあほかの方どうぞ。

小川委員どうぞ。

小川委員 私企業の方から来ていますが、新宿区の方で、従来は、事務所ごみの分別とリサイクルという形でいろいろご指導をいただいてきました。費用を独自にいろいろな環境テーマを設けてやっていますが、私が委員になってからは、先ほどお話しになっていました路上の喫煙等をいろいろと新宿区で音頭をとっていただいています。やはり行政の方で、そういう取り組みをやっていただくと、また社内の、我々部署がやるのと違って、一味違って、また違う視点からいろいろな取り組みができます。それからある意味では非常に従業員に対して説得力もありまして、路上喫煙とか、事務所ごみの分別なんか非常にうまくいきます。審議会一回表彰を受けたこともありまして、うまくいきますので、こういう取り組みがあつたら是非やっていただきたいと思います。

それから、少し我々の感覚と違うなと思うのは、今度、基本計画推進本部ができたという話ですが、会長さんのお話の中にもありましたが、ISOを基本にして今までやってきて、紙と水、電気で少し減価が出たという話がありましたが、うちの会社は、10年くらいISOをやっていますが、やっぱりだんだんと取り組むことが少なくなってきました。要するに自主的に自分たちでテーマを決めて、環境側面の抽出というふうに言われていますが、重要な点を決めて、取り組んでいます。自分たちで自主的にやるのはいいのですが、何をやるか、どういうことを達成するかということ、うちでいうと本社サイドである程度の目標、どこまでやるんだということ、それを明確に示して、それで取り組んでいただかないといけないと思います。やはりマネジメントシステムなので、システム自体は非常にうまくいくようになります。ところが、目標をきちんとつくらないといけないという面がありますので、新宿区の方で新たにつくられた本部が、新宿区基本計画と上手くリンクしてやられたらいいかなと思います。これは私の意見でございます。

以上です。

会長 ありがとうございます。

勝田委員。

勝田委員 私は、環境というよりもどちらかというとエネルギー側の方を専門にしている早

稲田大学の者ですが、いろいろ忙しくて、出たり出なかつたりで、大変申しわけないと思っています。本審議会でも、できればエネルギーに関する、新しいエネルギー、あるいは最近、総エネルギーとか言われています省エネルギーなど、もう少し議論を深めればよかったかなというふうに今反省しているところでございます。

新宿区は、うちの大学もそうなんですが、一大エネルギー消費地でございますから、先ほどのサーマルリサイクルというような話もありましたが、基本的には、外からエネルギーを供給していただいて、それを要するに使っているということになっていきますので、いかにエネルギーを消費しないかという、省エネルギーをいかに図るかということが非常に重要だと、それが地球温暖化対策にもつながると思いますので、ぜひ今後は推進していただきたいと思います。また、いろいろ国の審議会にも関連していますが、何か国全体のロードマップみたいなものというか、どういう戦略があるのかということのスラピーですね、これをしっかり新宿区も持っていただいて、それに向かって進む、アロンマップといいますが、何年度までにはどういうことをするかといったようなことをしっかりと見据えた戦略をなるべく早く構築しないと、国全体のCO₂排出の削減等々に、ほとんど間に合わない状況に立ち至るのではないかと最近思っております。なかなかこういう大都市でございますから難しいところもあるかと思いますが、是非お進めいただければと思います。

それから、もう一点、やはり何より我々の次の世代の子供たちに対するエンカレッジ、エネルギーにせよ環境にせよ、そういうことを進めていくべきだろうと私は考えています。

もう少し、子供たち、あるいは家庭の主婦の方たちに、環境に関するところやエネルギーに関するところのわかりやすい何か図表みたいなものがあると良いと思います。例えば、私は埼玉に住んでいますが、大学がある新宿までの車での通勤と電車での通勤との相違点や、100円でどういうものがエネルギーとして手に入るだろうかなど簡単な指標みたいなものをライフスタイルの面で子供たちに教える必要があるのではと思います。その2点をお進めいただければと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

また事務局、今いただきましたご提案をもとに、具体的に進められたらと思います。

ほかの方でどうぞ。

向山委員とかよろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

向山委員 私は、任期途中から参加させていただきました。私自身環境の担当を去年から企業の方でやっておりますが、企業全般としては、意識は徐々に高まっているのは現状です。社会的要請があるのは事実ですが、企業もそれなりにいろいろな環境問題については対応してきております。

先ほどたばこの問題とかいろいろ出ておりましたが、やはりいろいろな問題があっただけで急いでできないことってかなりあると思います。行政の方からのいろいろなご指導や広報活動を地道にやっていただくというのが、徐々に解決される問題というのはかなりあると思います。特に広報の活動を地道にやっていただくというのが一番いいかなと思っております。それなりに皆さん意識高くなってきておりますので、これを受けて広報活動をやっていけば、かなりまだ浸透していくのではないかなと思っております。

会長 野口委員、何かございますか。何でも結構です。

野口委員 清掃の見学会とか、先ほどちょっとお話が出ていましたが、結構一般的には毎年2～3回バスで施設見学として、中央防波堤や廃プラスチック見学等を行っています。徐々に、ポイ捨てにしても、マナーだけでは発展はしないと思いますが、いろいろと。

会長 奥津委員、もういいですか。

奥津委員 特にないです。

会長 斉藤委員どうぞ。

斉藤委員 会社の方からの指示で、来てみましたらこういう会でございまして、お話をいただくたびに区内で一番フランチャイズとしては多くのコンビニエンスストアをやっておりますし、たばこも沢山売っております、非常に来にくい会かなと思っておりますけれども。

例えば、たばこにしても、実はこの4年間の間に、去年ぐらいからは、たばこ屋さんのたばこが売れなくなりまして、今までは1週間に一遍の配送でしたが、2週間に一遍配送になりました。ところがコンビニエンスストアは非常に売り上げが伸びていて、1週間に二度配送になるようになっております。意外と知らない方が多いだろうと思いますが、というのは、夜間販売とか、2個、あるいはカートンで買いますとおまけにライターがついてくるとか、割と手売りのサービスが多いということが原因になります。

それから、トレーを含めてのごみの問題がこれからの出てくる問題だと思います。今までは弁当だけでしたが、共稼ぎが増えて中食が増えてきています。お総菜類を自分で作らないでコンビニでお買いになるというケースが非常に多くなっています。それらのトレー類

がこれからまた増えていくわけです。たばこに関しては、先ほどから申し上げましたように、環境というよりは生活環境の中でマナーを守らないとお客さんが来ないとか、それから、従業員の方が来ないとかいう問題がございます。その辺のところは随分徹底してまいりました。私も、立ち飲みコーヒーのファーストフードもやっていますが、いろいろのお店も合わせると、毎日1万5,000人ぐらいのお客さんが見えます。7秒に一人ずつレジの前を通ってくる形になりますが、新しい生活にあわせた状態のお客様が非常に多いため、環境への影響が大きいです。我々も考えて、リサイクルやっているわけですが、これからいろいろ心して仕事をさせていただいて、なるべくこの委員を早くやめさせていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。

何か、立花先生、ございましたら、どうぞ。

立花副会長 私も今回で最後かもしれないので、一言。

先週まで2月の末からずっとアレルギー科の病院に入っていました。私も長いこと環境に関しての勉強をしてきましたが、最終的に人間の健康問題として私たち自身のところへいろいろなツケが回ってきているということをこの3カ月、もう本当に切実に感じさせられました。

アスベスト被害で入ってきて、中皮腫で亡くなった人も1カ月に6人、7人おりました。夜中になると「痛いよう、痛いよう」と泣きながら翌朝にはもうだめだったとか、そういうのを身近に3カ月アレルギー科という特殊なところにおりまして、私自身もアレルギー性の喘息のために入っておりましたが、1カ月長引いちゃったので長いこといろいろなことを見学しましたが、なかなか人間っていうのは弱いものだなと、また一方で感じました。

1カ所病人も吸ってもいい喫煙所があります。喫煙はアレルギーじゃなくて中毒だから、止めるのではなく、自らやめる状態にならなければ病気はよくなりません。ですから1カ所だけあるんです。喫煙者は雨が降っている時も屋根の下の外まで、痛い思いをし、点滴をぶら下げながら通っています。人間っていうのはやっぱりすごく弱いものだということを一方で改めて感じましたし、私も、薬でふわっと膨らみながらも出てきましたが、薬の害で食欲が増した時に、いかにその食欲に対して自分自身が戦うかというのはなかなか上手くないもんですね。

それからベッドサイドで、3カ月もいますと仕事が溜まるものですから、そんなに寝たきりの病人じゃありませんのでいろいろ仕事をしました。そうすると、私のところのごみ

箱の山が一番多いんです。人間ていうのは活動すればした分だけごみが出るわけです。じっとしているときには出ないわけです。少し元気になって何かばたばたと始めると増えてくるわけです。これは私自身もたくさんのそういういろいろなサイクルの中の一員だということばかりじゃなくて、あらゆる意味での弱さとか、それから社会問題としての環境問題が本当に遅れていて、たくさんの方が今一方で亡くなっていて、これは薬の害もそうです。

私自身も余りに急激な荒療治をしたので薬剤性の肝炎になって、それを落とすのに一遍に薬をやめたりする荒療治の治療をやりながら入っていましたが、環境問題というのは、あらゆるところにあって最終的には病院かなと思いました。まだ出てきたばかりですので非常にリアルで、まとまった時間だったものですから、改めて別の視点からいろいろ勉強させてもらいましたが、ぜひ健康にはご留意いただいて、かなりの部分環境とかかわりのない病気というのは少ないかなという気がとてもしています。

それと、10年前からアレルギー性の喘息で何回か入院しましたが、今回こんなにいろいろと新しい名前をついた病気が沢山出てきているというのを改めて勉強させられました。あらゆるアレルギー物質が溜まっていくことの害が血管に影響しており、血液の中で出てきたり、リンパの流れの中に乗ったり、いろいろな新しい病気があって、みんな知らずにいるだけだという気がしたのですね。非常に厳しい状態になって病名をつけられてから気がついて遅いなと思いました。だからと言って、避けられない。空気なんていうのは、自分一人で避けられるものではありませんし、本当にこれから環境に対してのいろいろなことをやり過ぎちゃった結果の後始末が、今、たくさんやらなければいけないことをあらかじめ制御しなければいけないことが物すごくあるということを病院の中から改めて勉強させられました。

この会議は、事務局の方は抱えちゃうんじゃないくて、できるだけたくさんいろいろディスカッションできるような、全部こういう問題がある、ああいう問題がある、だけれども自分のところはここまで精いっぱいなんだというところをもっともっとここへ出してこられるような、そういう会になってくれるといいなと思っております。

環境白書をつくるときには、すごい議論がここで憤然としたことがありましたが、今日みたいな時間のあるときこそ、そういう話がどんどんできれば本当はいいのかなというふうに私は思います。

会長 いいえ、貴重なお話、ありがとうございました。お大事に。

今、お話がありましたように、水俣病が言われ出してからもう50年たってしまって、まだまだ未解決です。この辺に環境問題の難しさとか、深さとかがあると思います。今、立花先生言われたような、専門分野というか、私ども環境科学と一応言葉では言えますが、テリトリーとか、範囲が広くて、それでまだこれからの問題というか、わからない問題が余りにも多過ぎてそれで遅れています。難しい問題です。

それぞれの専門分野ごとに色々解決しては来っていますが、もっと広く考えなければいけない、あるいは解明しなくてはいけないというようなことが余りにも多過ぎるということも、色々な難しさにかかっていると思います。

今日は、時間ございましたので、いろいろなご意見をいただきましてありがとうございました。

本来、ご承知のように、環境基本法というものが制定されて、そこで各市区町村が環境審議会を置くことができるので、新宿においても、環境審議会が設置されて、それで環境基本計画というものが立案されて、それを引用しながら、毎年しておりますし、また審議会自体もそれをチェックするような機関になってきているわけで、できるだけどんどん解明、あるいは解決というのがなされて、白書そのものが中身として立派なものができるのであればというふうに私は思っているわけでございます。

今日は、色々なご意見をちょうだいして、貴重な側面というのもあったと思います。私なりに興味あったのは、特に現場というか、見学などを今後含みながら、審議会を運営していければと思いました。

それから、環境基本計画の実施の欄を見ていけば数字的にはわかりますが、成果とか、具体的に何が問題になっていて、今後、検討すべき課題を担当者からお聞きしたりして、私どもも認識を新たにするというようなことが必要になってくると思います。したがって、関連する審議会、例えば清掃の審議会、まちづくりとなってくれば都市計画審議会、緑の関連の審議会との連携を今後考えていただきたいと思います。

それから、毎年土日、駅からマイクロバスをシャトルで出して、その会場まで運んでいる環境博覧会という事業が、だんだん定着してきています。親子連れが多いというのもすごくいいと思います。

先ほど、環境教育の話とか、子供に対する勝田先生からも話がありましたが、次世代を背負う人たちと一緒に環境問題を考えて解決していかなければいけないわけで、たとえばNPOを中心に、中央公園あたりで、やり方も小さなものから大きくどんどん広げていった

り、企業の方の協力を得ながら、環境博覧会からスタートさせていくなど、今後課題にさられたらいいなあと思います。

ほかにございますか。

今日は、時間を割いていただきまして、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、事務局から最後によろしく願いいたします。

環境保全課長 今期のこの審議会の各委員につきましては、2年間ということで、本当にありがとうございました。

次回でございしますが、これから、公募委員の公募なども広報でしまして、新宿区の環境基本計画、平成24年までの計画でございしますが、後期という形で、平成20年から平成24年までの間の若干の見直しをこの審議会の中でもご論議いただきたいというようなことで計画をしてございます。

それから、お手元に、今日の資料の最後のページに、エコギャラリー新宿の開設2周年記念イベントということでチラシが添付をさせていただいております。

平成16年にギャラリーがスタートいたしまして2周年を迎えます。6月3、4日、今度の土曜日、日曜日でございますが、是非ご覧いただきたいと思っております。

また、今後この審議会の委員をご退任されることがあった場合にも、是非、エコギャラリー新宿は、環境行政の発信という位置づけになってございますので、よろしく見守っていただければありがたいなと思っております。

本当に今日はありがとうございました。

会長 では、これもちまして、第4回環境審議会を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。また、何回にわたりましてご協力いただきましてありがとうございました。

午後3時35分閉会